

一般社団法人日本知的障害者チアリーダーディング協会

謝金に関する規程

(目的)

第1条 本規程は、一般社団法人日本知的障害者チアリーダーディング協会（以下「本協会」という。）の事業に伴う謝金に関し必要な事項を定めることを目的とし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

(定義等)

第2条 この規程において、謝金とは、本協会が知的障害者チアリーダーディング指導経験者・有識者等に依頼し、研修会、講習会等において、講演や実技指導等に対して支払われる金銭をいう。

(謝金の支払対象)

第3条 本協会が事業として実施する講演又は研修等において、講演又は研修等の講師を依頼した場合、本協会は講師に対して謝金を支給する。

- 2 第1項の謝金支給の対象となる講演又は研修等の実支給謝金額の上限は、別表のとおりとする。

(謝金の支給日)

第4条 正事業に対する謝金は、第3条1項にて謝金の支給対象となった講演又は研修等の実態に応じて、講演又は研修等及び業務の完了後支給する。

(謝金の支給方法)

第5条 謝金は通貨をもって本人に支給する。

- 2 謝金は、法令の定めるところにより税金等を控除して支給する。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(補則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

(附則)

1. この規程は令和5年12月●日から施行する。

一般社団法人 日本知的障害者チアリーディング協会
令和5年12月●日理事会決定